

学校施設利用者の皆様

佐世保市教育委員会教育総務部
総務課長 松尾 浩樹

新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置解除後の
学校開放の方針について

学校施設の管理運営につきましては、日頃よりご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため学校の一般利用を中止しているところですが、まん延防止等重点措置が解除される令和4年3月7日（月）以降は下記のとおり条件付きで再開することとします。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 令和4年3月7日以降の取り扱い

- ① 学校開放の利用者は、消毒液及び消毒用具を自ら準備でき、かつ学校が指示する方法（授業等での実施方法と同様）による消毒が徹底できる個人または団体のみとします。
- ② 利用申込み時に、個人または団体自ら消毒液及び消毒用具を準備し、学校が指示する方法による消毒を徹底できるか確認してください。
- ③ 利用後は、利用者（団体）は消毒の実施報告をしてください。
- ④ 利用者（団体）は次の留意事項を守ってください。
 - ・ 健康観察（体温等の計測等）を実施し、体調がすぐれない場合は参加しない（発熱、咳や喉の痛み）。
 - ・ 練習前、休憩時、練習後など手洗いを行うこと。
 - ・ 大人数が密集する活動としないこと。
 - ・ 屋内施設ではドアを広く開け、換気を十分に行うこと。
 - ・ 利用後は、手を触れる場所（ドア、手すり、スイッチなど）や用具・器具等の消毒を徹底すること（学校の指示に従うこと）。
 - ・ 身体接触のある活動、互いに接近する活動では練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
 - ・ 更衣室や部室では、一度に大人数で使用しないこと。
 - ・ 給水用のボトルやコップ、タオルなど共用しないこと。
- ⑤ 中学校については、代行員（シルバー人材センター）の配置も再開します。

2. 消毒の徹底

利用者（団体）が消毒を徹底しないなど学校教育上支障があると判断される場合は使用の許可を取消します。

3. 本取扱いの期限

学校での消毒作業が必要な期間と同様

以 上

教育総務部総務課施設係
担当：中村、大宅
電話：0956-24-1111（内線 3105）